

パート・アルバイトにも社会保険の加入義務

平成28年10月より従業員数500人超の企業では、時短社員・パート・アルバイト等（以下、「パート等」という）でも、以下の4つの取得要件を満たした場合には、社会保険（健康保険・厚生年金）への加入が義務付けられていました。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと

それが**令和4年10月より、従業員数100人超の中小企業にも適用**されることになりました。また、この改正に合わせて、4つの取得要件のうち、②が2か月超に短縮されます。

したがって、例えば週25時間、6ヶ月間の期間を限定して雇用するようなパート等は社会保険の加入対象外でしたが、令和4年10月以降は従業員数100人超の企業規模では加入しなければなりません。

なお、**令和6年10月からは、従業員50人超の中小企業も対象となります**ので、該当する中小企業も格段に増えます。

最低賃金のアップに加え、社会保険料負担も増加するため、中小企業の経営を圧迫することにもなりかねません。

該当する顧問先様は、早めの対策を講じるためにも、お気軽にえびす会計までご相談ください。

【要件一覧表】

対象	要件	平成28年10月～（現行）	令和4年10月～（改正）	令和6年10月～（改正）
事業所	規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
パート等の労働者	労働時間	週所定労働時間20時間以上	同じ	同じ
	賃金	月額88,000円以上	同じ	同じ
	勤務期間	継続して1年以上見込み	継続して 2か月超 見込み	継続して 2か月超 見込み
	その他	学生でないこと	同じ	同じ